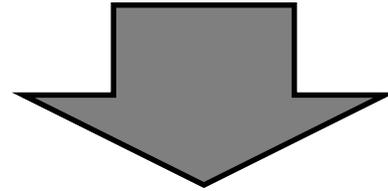


幼児教育・保育の無償化について

令和元年5月30日

▼幼児教育・保育の無償化の動きの現状

- ・令和元年5月10日に参議院で「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律案」が可決成立
⇒幼児教育・保育の無償化の実施が法律により正式に決定
- ・今後は、「子ども・子育て支援法施行令」や「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」等、各種関係法令が随時改正される予定
- ・実際の無償化に伴う、利用者の手続きや事務処理方法などは、引き続き国で検討中



今後も、国の動向を注視しながら、保護者や各施設関係者に混乱のないよう、準備を進める。

～参考～ 幼児教育・保育の無償化の概要

※「幼児教育・高等教育無償化の制度の具体化に向けた方針」
(平成30年12月28日関係閣僚合意)の内容より

1. 総論

- ・「新しい経済政策パッケージ」、「骨太の方針2018」を踏まえ、次期通常国会への「子ども・子育て支援法」改正法案の提出に向けて検討
- ・幼児教育の無償化の趣旨 ⇒ 幼児教育の負担軽減を図る少子化対策、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性

2. 対象者・対象範囲

(1) 幼稚園、保育所、認定こども園等

・3～5歳：幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育、企業主導型保育（標準的な利用料）の利用料を無償化

※新制度の対象とならない幼稚園は、新制度の利用者負担上限額（月額2.57万円）（国立大学附属幼稚園は0.87万円）まで無償化

※開始年齢：原則、小学校就学前の3年間を無償化。ただし、幼稚園については、満3歳から無償化

※各種学校については、無償化の対象外。ただし、乳幼児が保育されている実態がある場合、認可外保育施設の届出があれば保育の必要性の認定のある子どもについては無償化の対象

※保護者から実費で徴収している費用（通園送迎費、食材料費、行事費など）は無償化の対象外

※食材料費について、3～5歳は施設による実費徴収を基本とし、低所得者世帯等の副食費の免除を継続し、免除対象者を拡充（年収360万未満相当世帯）

・0～2歳：上記の施設を利用する住民税非課税世帯を対象として無償化

(2) 幼稚園の預かり保育

- ・保育の必要性の認定を受けた場合、幼稚園に加え、利用実態に応じて、月額1.13万円までの範囲で無償化

※保育の必要性の認定：2号認定又は2号認定と同等の認定(無償化給付のために新たに法制化)

※預かり保育は、子ども・子育て支援法の一時預かり事業(幼稚園型)と同様の基準を満たすよう指導・監督

(3) 認可外保育施設等

- ・3～5歳：保育の必要性の認定を受けた場合、認可保育所における保育料の全国平均額(月額3.7万円)までの利用料を無償化

※認可外保育施設のほか、一時預かり事業、病児保育事業及びファミリー・サポート・センター事業を対象

※上限額の範囲内で、複数サービス利用も可能。また、幼稚園が十分な水準の預かり保育を提供していない場合などには、幼稚園利用者が認可外保育施設等を利用する場合も無償化の対象

※都道府県等に届出を行い、国が定める認可外保育施設の基準を満たすことが必要。ただし、経過措置として5年間の猶予期間を設定

- ・0～2歳：保育の必要性があると認定された住民税非課税世帯の子どもを対象として、月額4.2万円までの利用料を無償化

- ・認可外保育施設等での質の確保・向上に向けて以下の取組を実施

- ・児童福祉法に基づく都道府県等の指導監督の充実等

- ・5年間の経過措置について、法施行後2年を目途に見直す旨の検討規定

- ・国と地方との協議の場での議論を踏まえ、地方自治体の実情に応じた柔軟な対応を可能とすることも含め、必要な措置を検討

3. 財源

(1) 負担割合

- ・財源負担の在り方: 自治体の負担軽減に配慮しつつ国と地方で適切な役割分担が基本。消費税増収分を活用し必要な地方財源を確保
- ・負担割合: 国1/2、都道府県1/4、市町村1/4。ただし、公立施設(幼稚園、保育所及び認定こども園)は市町村等10/10

(2) 財源措置等

- ・初年度の取扱い: 初年度(2019年度)に要する経費を全額国費で負担
- ・事務費: 初年度と2年目を全額国費。認可外保育施設等の5年間の経過措置期間に係る費用相当額を全額国費で負担するべく措置
- ・システム改修費: 平成30年度・平成31年度予算を活用して対応

4. 就学前の障がい児の発達支援

- ・就学前の障がい児の発達支援を利用する子どもについて、利用料を無償化
- ・幼稚園、保育所、認定こども園等とこれらの発達支援の両方を利用する場合は、ともに無償化の対象

5. 実施時期

- ・2019年10月1日

6. その他

- ・国と地方自治体のハイレベルによる協議の場を設置。加えて、引き続き、自治体の事務負担軽減等に向けた検討
- ・支払方法
 - 新制度の対象施設：現物給付を原則
 - 未移行幼稚園：市町村が実情に応じて判断（現物給付の取組を支援）
 - 認可外保育施設等：償還払いを基本としつつ、市町村が地域の実情に応じて現物給付とすることも可
- ・今般の無償化を契機に、質の向上を伴わない理由のない保育料の上げが行われないよう、周知徹底

※実施に向けた事務作業等の詳細は現在も国で検討中。

幼児教育・保育の無償化について

～主なサービスと無償化の内容(3歳～5歳まで及び0～2歳までの住民税非課税世帯の子どもが無償化対象)～

対象サービス等	無償化の内容
幼稚園(新制度)、保育所、認定こども園	保育料 無償
幼稚園(未移行)	月額2.57万円を上限 に保育料無償
地域型保育 (小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育)	保育料 無償
就学前の障がい児の発達支援	利用料 無償
幼稚園の預かり保育	月額1.13万円を上限 に保育料無償
企業主導型保育事業	利用者負担相当額を 無償
就学前の障がい児の発達支援+幼稚園、保育所、認定こども園等	利用料+保育料 無償
認可外保育施設のうち、都道府県等に届出を行い、指導監督の基準を満たすもの ※ただし、5年間の経過措置として、指導監督の基準を満たしていない場合でも無償化の対象	月額3.7万円を上限 に保育料無償 (0～2歳までの住民税非課税世帯の子どもは、 月額4.2万円を上限)
一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業	

※国立大学附属幼稚園は月額0.87万円を上限

※幼稚園と預かり保育を利用している場合、幼稚園保育料の無償化上限額(月額2.57万円)と合わせると月額3.7万円まで無償

※就学前の障がい児の発達支援に加え、幼稚園(未移行)や認可外保育施設等を利用する場合、幼稚園(未移行)については月額2.57万円を上限に、認可外保育施設等については月額3.7万円を上限に無償

※認可外保育施設等を利用する場合、対象者は保育の必要性があると認定された子どもであって、認可保育所や認定こども園を利用できていない者